

令和 6 年第 11 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 11 月 26 日（火） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	6 植野成美
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 11 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 10 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 5 番の岩崎委員と、7 番の加藤委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。なお、1 号件と 2 号件につきましては、関連性がありますので、一括して審議したいと思います。
事務局	今月の農地法第 3 条の許可申請は、2 件ございますが、所有権移転の原因が交換となっておりますので、一括して説明させていただきます。 農地法第 3 条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移

転を行うものになります。

農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。

1つ目が、全部効率要件です。

申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。

2つ目が、農作業常時従事要件です。

申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。

3つ目が、地域との調和要件です。

申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。

4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。

それでは、まず第1号件について説明させていただきます。

譲受人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、交換となっております。第1号件の譲受人からの申出により売買ではなく交換による取引となっております。

譲受人は、世帯で約2haの農地を耕作しております。

事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。

また、譲受人は世帯で年間830日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。

つづきまして、第2号件について説明させていただきます。

譲受人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、交換となっております。

譲受人は、世帯で5000㎡の農地を所有しておりますが、事務局で調査したところ、2筆1000㎡ほどを作付け・管理している状況でした。譲受人によると、非耕作地については、接道がない、栽培条件が悪いとのこと。非耕作地があることについては、合理的な理由がある場合などは、一定程度は認められるものとなっております。

また、譲受人によれば、世帯で年間350日以上農作業に従事しているとのこと。そのため、農作業常時従事要件は満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。

議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
秋山委員	11月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、堀口委員より報告をお願いします。
堀口委員	第1号件の譲受人は世帯で150日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。なお、申請地では、今後、露地野菜の栽培を目指す予定とのことです。 第2号件の譲受人は世帯で150日以上農作業に従事されており、申請地を管理することは可能であると考えております。なお、申請地では、今後、かぼちゃ、里芋、さつまいも等の栽培をする予定とのことです。 聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 転用目的は、住宅敷地となっており、追認の許可を求める内容となつ

	ております。申請地については、当初から農用地区域外となっております。農地区分については、第1種農地となっております。追認に至った経緯や宅地になってしまった経緯は理由書に記載のとおりです。なお、埼玉県におきましては、追認審査会にて検討いただき、追認の見込みがあると回答をいただいております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この追認に関する議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第3号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。4筆、3579㎡となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は3年間となっております。こちらの土地については、元々、上尾市の法人が借受人となっておりますが、法人合併により、法人の名称が以前と変わっております。賃貸借期間が終了しましたので、継続での手続きが今回申請されております。法人合併を経ておりますが、新法人の上尾支店の農場長は今回の対象農地のエリア出身の方で、その他の耕作地も適切に作付け等をしていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。11月18日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

	それでは、第 3 号議案についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 3 号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の 5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 4 条の届出が 3 件となっており、転用目的は、住宅敷地が 3 件となっております。また、農地法第 5 条の届出が 3 件となっており、転用目的は、住宅敷地が 3 件となっております。 なお、令和 6 年 11 月 22 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 6 年 12 月 17 日（火）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 3 階の会議室 302 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 6 年 12 月 24 日（火）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。

岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 14 時 30 分
------	--------------------------